

報告書

馬防疫検討会

第3回馬伝染性貧血清浄度評価専門会議

平成29年11月7日

馬防疫検討会事務局

目次

1. 総括	2
2. 第3回専門会議設立の背景と目的及びこれまでの経緯	3
3. 第3回馬伝染性貧血清浄度評価専門会議出席者	5
4. 第3回馬伝染性貧血清浄度評価専門会議の概要	6
5. 検査状況	7
5-1. 検査体制	7
5-1-1. 家畜伝染病予防法の規定	7
5-1-2. 軽種馬防疫協議会の定める措置	7
5-1-3. 中央競馬における検査体制	7
5-1-4. 地方競馬における検査体制	8
5-2. 検査状況	8
5-2-1. 軽種馬における検査状況	8
5-2-2. 飼養衛生実態調査における国内の検査状況	8
5-2-3. 在来馬等馬伝染性貧血清浄性確認事業による在来馬群の検査状況	8
6. 馬の輸入及び輸入検疫	9
6-1. 馬の輸入状況	9
6-2. 輸入検疫の体制	9
7. 清浄度の評価と今後の防疫体制の考察	10
7-1. 国内馬群の清浄度	10
7-2. 今後の防疫体制について	11
報告書別紙資料	12

1. 総括

第3回馬伝染性貧血清浄度評価専門会議では、第1、2回専門会議の報告書を基に「在来馬等馬伝染性貧血清浄性確認事業」を実施した調査結果および全国の検査状況を加味し、わが国の馬群における疫学状況を再評価した。

- ・競走馬や乗用馬など軽種馬およびばんえい競走用馬群は、平成25年以降もサーベイランスが続けられており、前回の報告書と同等の清浄性が保たれていることから、馬伝染性貧血（以下 EIA）感染馬が存在する可能性は非常に低い。
- ・ばんえい競走用以外の農用、肥育用、愛玩用の馬群は、前回の報告書では検査実施状況が明らかではなかったが、「在来馬等馬伝染性貧血清浄性確認事業」の調査において、輸入時に検査を実施している肥育馬を除くと、検査を受けていない馬は全体の2.3%であり、非常に少数であることが判明した。さらに、これらの馬の飼養状況としては、1頭または少数頭で飼育されている例が多く、検査していない馬が隔離された群として継代飼育されているケースは少ないこと、同居馬が陰性確認されており間接的に感染は広がっていないと推測されるケースも多いことから、この馬群に EIA ウイルス（以下 EIAV）が保持されている可能性は低い。
- ・在来馬群は、一部の馬群において検査が実施されていない個体も存在していたが、「在来馬等馬伝染性貧血清浄性確認事業」の調査においてこれらの全頭検査を実施し、全頭が1回以上検査され陰性が確認された。このことから、在来馬群においては EIA 感染馬が存在する可能性は非常に低い。

すなわち、わが国の馬においては、EIA 感染馬が存在する可能性は非常に低く、本病の特性、疫学的な状況等からも無視できるものと評価され、馬伝染性貧血は清浄化されたと考えるのが妥当という結論に至った。

なお、日本への輸入馬に関しては、輸入衛生条件の中で必ず相手国の出国前ならびに日本到着後の輸入検疫により計2回の EIA 検査が実施されており、EIAV が国内に持ち込まれるリスクは少ない。しかしながら、抗体価が十分に上昇していない時期に入国する可能性は完全には否定できないことなどから、十分な間隔を置いた着地検査中等に EIA 検査を実施することが望ましい。

2. 第3回専門会議設立の背景と目的及びこれまでの経緯

EIA は、吸血昆虫の媒介による機械的伝播、あるいは汚染注射器や生物学的製剤を介した人為的感染等によって伝播し、ウマ科の動物に回帰熱と貧血を起こす感染症である。本病は致死的な疾病であり、有効な治療法もないことから、馬産業に大きな損害をもたらす伝染病として、家畜伝染病（法定伝染病）に指定されている。

世界各国では今なお本病の発生が認められ、清浄国として認知されている国はほとんどない。平成24年はアイルランドやドイツで集団発生が報告されており、その原因として血液製剤のウイルス汚染が疑われている。

一方、我が国では古くより発生が続発してきたものの、寒天ゲル内沈降反応による血清診断法の確立以降は、確実な摘発・淘汰が可能となったことから急速に減少し、昭和59年以降の発生は、平成5年の岩手県の一農家における農用馬2頭のみであった。

このような状況を背景に、平成19年の第10回馬防疫検討会本会議において、EIAの特性、ならびに家畜伝染病予防法（以下、法）に基づく検査および各種自衛検査等の結果に基づいて、本病のわが国における清浄度を評価し、今後の防疫施策に資することを目的とした馬伝染性貧血清浄度評価専門会議の設置が承認された。

しかしながら、その開催が繰り延べとなっていたところ、平成23年3月、宮崎県の御崎馬において18年ぶりに本病陽性馬が摘発された。この摘発は、家畜伝染病予防法施行規則（以下、規則）第9条に検査対象として明示されていない日本在来野生馬における例であったことから、在来馬などにおいては定期的な検査が困難であり、必ずしも清浄化が確認できていない馬群も未だ国内に残っていることが明らかとなった。

この状況の中、平成25年に第1、2回本専門会議が開催され、本病の特性、法第5条に基づく検査や競馬場等で実施されている自衛検査等の結果に基づき、その疫学状況の評価を行うとともに、今後の監視体制について検討した。

その報告書の総括では『競走馬や乗用馬などの軽種馬およびばんえい競走用馬の馬群（以下、競走用馬群）はEIAの感染馬が存在する可能性は非常に低い』と報告され、競走用馬群については群単位でのサーベイランス体制（5年に1度の検査）に移行した。

また、『ばんえい競走用以外の農用、肥育用、愛玩馬用馬の馬群（以下、農用馬等群）はEIA感染馬が存在する可能性は低いと考えられたが、検査状況が明らかではなく軽種馬群と比較すると清浄性を裏付けるデータが十分とは言えないことから、未検査の個体は可能な限り検査することが望ましい』とされた。

一方、『在来馬群は一部の馬群において検査が実施されていない個体も存在し、EIAが維持されている可能性は否定できない』と報告され、国内のEIAリスク低減の観点から、可能な限り全頭検査し清浄性の確認が望ましいとの結論に至った。

そこで、平成26年から「在来馬等馬伝染性貧血清浄化推進事業」が畜産振興事業

として開始され、在来馬の中でも検査状況が不明であった木曾馬、対州馬、トカラ馬および御崎馬について可能な限り全頭検査を実施するとともに、全国都道府県の馬飼養・衛生状況を調査して全国のエIA検査状況を把握した。

平成27年の第13回馬防疫検討会本会議（11月4日）では、これらの事業および競走馬群におけるサーベイランスの結果に基づき、わが国における疫学状況を改めて評価する専門会議を設置することが承認された。

そこで、本専門会議においては、「在来馬等馬伝染性貧血清浄性確認に係る調査報告書」の内容を踏まえ、在来馬群および農用馬等群の疫学状況を再評価するとともに、その後のサーベイランス結果および海外の状況を加味して国内全体の馬伝染性貧血の清浄度を再評価し、今後の監視体制について検討した。

3. 第3回馬伝染性貧血清浄度評価専門会議出席者

本専門会議は、平成26年2月の第12回馬防疫検討会本会議において設置が承認され、専門委員については第1、2回専門会議出席者を中心に同じ所属・職制ならびに在来馬等馬伝染性貧血清浄化推進事業の評価委員に委嘱した。

【専門委員】

明石 博臣 東京大学 名誉教授
加藤 一典 北海道日高家畜保健衛生所 所長
山川 睦 (国研) 農業・食品産業技術総合研究機構 動物衛生研究部門
海外病研究調整監
山本 健久 (国研) 農業・食品産業技術総合研究機構 動物衛生研究部門
ウイルス・疫学研究領疫学ユニット長
福原 久江 農林水産省 動物検疫所 精密検査部 微生物検査課長
村上 賢二 岩手大学 農学部 共同獣医学科 獣医微生物学研究室 教授
近藤 高志 日本中央競馬会 競走馬総合研究所 企画調整室長

【オブザーバー】

石川 清康 農林水産省 消費・安全局 動物衛生課 家畜防疫対策室長
菊池 栄作 農林水産省 消費・安全局 動物衛生課 家畜防疫対策室 防疫業務班
課長補佐
加茂前 清尚 農林水産省 消費・安全局 動物衛生課 家畜防疫対策室 防疫業務班
家畜衛生専門官
佐々木 勝憲 農林水産省 生産局 畜産部 競馬監督課 中央班 課長補佐
日高 知保 農林水産省 生産局 畜産部 競馬監督課 中央班 業務第二係長
永峰 一弘 日本馬事協会 専務理事
安斉 了 日本中央競馬会 監事
松田 芳和 日本中央競馬会 獣医課長

【事務局】

木村 一人 日本中央競馬会 馬事担当理事
山野辺 啓 日本中央競馬会 馬事部長
伊藤 幹 日本中央競馬会 馬事部長補佐
額田 紀雄 日本中央競馬会 馬事部 防疫課長
岡野 篤 日本中央競馬会 馬事部 防疫課課長補佐
前田 達哉 日本中央競馬会 馬事部 防疫課係長
大塚 佑 日本中央競馬会 馬事部 防疫課係長

4. 第3回馬伝染性貧血清浄度評価専門会議の概要

平成29年5月10日にJRA六本木事務所9階第4会議室において、7名の専門委員と8名のオブザーバーが出席して開催された（その他、事務局が7名）。開会挨拶の後、事務局から推薦された明石委員が座長に選出された。その後、事務局より馬防疫検討会の設立趣旨、運営規約および構成について説明がなされ、第3回馬伝染性貧血清浄度評価専門会議設置の経緯については第1, 2回専門会議の背景・総括も交えて説明がなされた。次いで、国内におけるEIAの発生および検査状況について事務局から説明があり、法に基づく定期的な検査や自衛検査が継続されてきた馬群の現況について質疑応答がなされた。

次に、在来馬等馬伝染性貧血清浄性確認事業で実施された在来馬の検査状況について、事務局より説明があった。検査状況が明らかではなかった在来馬群のすべてで3年間に1回は陰性確認されたことが報告された。

さらに、同事業で行われた全国のEIA未検査馬の状況について事務局から説明があった。調査報告で記載されている、肥育馬を除いた未検査馬は飼養頭数の2.3%であることが報告された。

続いて、国内馬群の清浄度評価について事務局から説明があった。在来馬の全頭陰性確認ならびに未検査馬の検査状況・飼養状況を考慮すると、EIAVが残存している可能性は低いことが確認された。

今後の監視体制について議論する前に海外におけるEIAの発生状況ならびに輸入検疫状況について事務局から説明があった。海外にはEIAが存在することから、輸入馬のリスクが議論された。

最後に、国内の清浄性ならびに今後の監視体制について議論がなされた。その結果、国内の馬伝染性貧血の清浄化達成が確認され、報告書をまとめ、各委員の確認を経て、本会議に提出されることとなった。

5. 検査状況

5-1. 検査体制

5-1-1. 家畜伝染病予防法の規定

1997年まで法31条の規定に基づき実施されていた毎年1回の定期検査は、清浄化の進行を背景に廃止され、1998年3月、新たに法第5条及び規則第9条に基づいて、少なくとも5年に1回の検査が実施されるようになった。その対象は繁殖牝馬・種牡馬およびその同居馬、競走馬の全頭、その他農林水産大臣または都道府県知事の指定する馬と定められた。

5-1-2. 軽種馬防疫協議会の定める措置

軽種馬防疫協議会は、国内の馬関係団体が、軽種馬の自衛防疫について一元的に協議して具体的対策を講じることを目的として1972年に設立された。同協議会では、EIA検査について自主的な取り決めを設定している。すなわち、「競馬場および調教場の入きゅう条件について」（資料1）では、①入厩日の前年1月1日以降の検査証明書、あるいは②入厩時のEIAの検査の実施が求められている。これらの取り決めに従い、わが国のすべての競走馬は、ばんえい競走用馬を含めて、法に基づく検査が5年に1回となった以降も、自衛検査を含めると年1回のEIA検査が継続されていた。さらに、乗用馬においても、競技等のために移動する馬を中心として、多くの馬で年1回の検査が行われていた。2014年に第1、2回専門会議の報告書を受け、軽種馬防疫協議会は「競馬場の入厩条件および衛生管理に関する指針」を通知した。その内容は、馬伝染性貧血については①法に基づく定期的な検査を実施すること②検査状況が明らかでない馬群や清浄性が確認されていない馬群からの馬の導入は可能な限り避け、やむを得ず導入する場合は陰性を確認すること、であった（資料2）。

5-1-3. 中央競馬における検査体制

中央競馬では1978年以降EIAの発生がないが、その後も、入厩検疫を受けるすべての馬に対して検査を実施するとともに、春と秋の定期検査において、施設に在厩する全馬の検査を継続した。1998年に法が改正され、法に基づく検査が1年に1回から少なくとも5年に1回に変更された際も、自衛防疫の観点から検査体制はそのまま維持された。入厩検疫が増加の一途を辿ったため、2009年に入厩検疫時のEIA検査はそれまでの全頭検査から抽出検査となり、検査対象馬を『競走馬登録を行う馬および入厩日前年1月1日以降のEIA検査証明書がない馬』などに限定するようになった。2011年には、秋の定期検査時に、その年の法第5条に基づく検査をすでに受けている馬の自衛検査を廃止した。2015年には専門会議の報告書に基づき、入厩要件を『5年前の日の属する年度開始の1月1日以降の伝貧証明書』に変更し、定期検査は4歳のみ検査することとなった。このように中央競馬におけるEIAに対する検査体制は、近年、国内の清浄化の進展を踏まえ簡便化されてきてお

り、2008年には3万頭以上の検査を実施していたものが、2016年には4,107頭となっている（資料3）。

5-1-4. 地方競馬における検査体制

地方競馬におけるEIA検査は、ばんえい競馬を含めて、所轄の家保が実施する法第5条の検査に加えて、自衛検査として入厩検査などが実施されている。2014年までは所轄家保による検査は、多くの地方競馬団体では年1回の検査が実施されており、所轄家保による検査が5年に1回である北海道・高知および3年に1回である石川においても、自衛検査を行うことで、ほぼ全ての在厩馬に年1回の検査が実施されるような体制がとられていた。これらの自衛検査は、軽種馬防疫協議会で定められた条件を満足させるための措置であった（資料1）が、2014年の通知（資料2）を契機に5年に1度の検査へ移行し、検査数は年間約9,000頭であったものが年間約3,000頭に減少した（資料4）。

5-2. 検査状況

5-2-1. 軽種馬における検査状況

検査頭数は生産地およびトレーニング・センターや競馬場のある県で多く、2014年までは全国で年間概ね40,000頭が法第5条に基づく検査を受けていた（検査対象には一部、農用馬、愛玩用の馬も含む）。2015年以降、全国的に5年に1度の検査が浸透し、年間17,000頭前後となった（資料5）。

5-2-2. 飼養衛生実態調査における国内の検査状況

在来馬等馬伝染性貧血清浄性確認事業において国内の馬の飼養衛生実態調査を実施した結果、調査報告のあった都道府県の馬飼養頭数70,133頭中、62,943頭(89.7%)の馬が5年以内に馬伝染性貧血検査を受けていた。検査を受けていなかった7,190頭中519頭は法定検査対象馬であったものの移動等で検査期間が満了していない馬、等であり、検査対象外で未検査であった馬は6,671頭であった。6,671頭中肥育用馬は5,015頭であり、肥育用馬を除いた未検査馬は1,656頭で全体の2.3%であった。馬の用途は主に乗用馬、愛玩馬、展示用馬であり、個人あるいは民間団体等による1頭または少数頭飼養、動物園等での展示飼養の馬が主であった。

5-2-3. 在来馬等馬伝染性貧血清浄性確認事業による在来馬群の検査状況

検査状況が不明であった木曾馬、対州馬、御崎馬およびトカラ馬を対象として3年間で2回の陰性を確認する在来馬等馬伝染性貧血清浄性確認事業が平成26～28年に実施された。その結果、3年間で延べ817頭について少なくとも1回の検査を実施したところ、すべて陰性であった。法5条による検査も含めると1,074頭について、そのすべてが陰性であることが確認された。

6. 馬の輸入及び輸入検疫

6-1. 馬の輸入状況

近年、日本には年間およそ 3,000～5,000 頭が輸入されている。その約 90%がカナダから輸入される肥育用素馬であり、大部分の仕向先は九州である。また、競走用、乗用、繁殖用がそれぞれ 100～200 頭程度輸入されている（資料 6）。輸出国は、アメリカ、イギリス、アイルランド、オーストラリア、ニュージーランド、ドイツ、フランス、ベルギーなどとなっている（資料 7）。

2003 年に米国から輸入された肥育用素馬のうち 1 頭が寒天ゲル内沈降反応により EIA 陽性が確認され、摘発されている。2000 年以降の本病の輸入検疫時の摘発事例はこの 1 例のみである（資料 8）。

6-2. 輸入検疫の体制

日本ではすべての輸入馬に動物検疫所における輸入検疫が実施されており、馬の係留期間は 10 日間以上である（国際交流競走に出走するために一時的に輸入される競走馬は 5 日間）。日本が家畜衛生条件を締結している国は 29 カ国（2017 年 7 月 12 日現在、以下同じ：動物検疫所ホームページより）であり、上述の OIE コードに準拠して、これらの国に対して国の清浄性（アイスランドおよびデンマーク）または輸出前 3 ないし 6 ヶ月の飼養施設における清浄性（前出 2 カ国以外）を要求している。輸出国の出国検疫は 7 日間である。また輸出前 30 日以内の EIA の検査を要求している（前出 2 カ国を除く）。日本に到着後は輸入検疫の際には必ず EIA 検査を実施している。

動物検疫所での検疫期間終了後は、仕向地において 3 ヶ月間の着地検査が実施されている。着地検査期間中は、搬入時と月 1 回程度の臨床観察が実施され、必要に応じて精密検査が実施される。

また、国際交流競走に出馬する馬については 13 カ国（香港含む）、馬術・公演等のため輸入される馬については 3 カ国と、一時的な輸入に対する家畜衛生条件が締結されている。

7. 清浄度の評価と今後の防疫体制の考察

7-1. 国内馬群の清浄度

これまでの検査実施状況、飼養衛生管理状況、競走馬以外の馬との接触の可能性等を考慮すると、現在のわが国の競走馬群に EIAV 感染馬が存在している可能性は無視できる程度に低いと考えられる。

乗用馬については、移動の頻度も比較的多く、馬術競技などで他の馬と接触する機会も多いものの、多くの飼養施設で法に基づく 5 年に 1 回の検査が実施されている。また、馬術競技に参加する馬については、軽種馬防疫協議会の取り決めに従い、少なくとも年 1 回の検査が実施されている。2011 年に 2 頭の乗用馬に感染が確認されているが、これらは感染した在来馬が転用されたものであり、一般に乗馬に用いられている軽種馬群から摘発されたものではない。したがって、これまでの検査状況や飼養管理状況を考慮すると、競技用や乗用に用いられている乗用馬群に EIAV 感染馬が存在している可能性は非常に低いと考えられる。

また、農用馬のうち、ばんえい競走用の馬群では、軽種の競走馬同様の検査体制が採られており、EIAV 感染馬が存在している可能性は無視できると考えられる。

一方、ばんえい競走用以外の農用馬、肥育馬および愛玩用馬については、肥育馬が 8 割以上を占めていることが判明した。肥育馬はほとんどがカナダから輸入した重種であり、輸入検疫で検査が実施されている上、飼育している期間が短いことから、EIAV 感染馬が存在している可能性は低い。

肥育馬以外の未検査馬の割合は全飼養馬の 2.3% と非常に少なく、この群では 1993 年の摘発（岩手県の農用馬 2 頭）以降、19 年以上 EIA の発生はない。また、個人飼育が中心である農用あるいは愛玩用馬が他の群から隔離されて継代飼育されることはほとんどないと考えられることから、仮にこれらの馬群内で EIAV が保存されていれば、これまでの検査で摘発される可能性が高いと推察される。このように過去の摘発状況から判断すると、これらの馬群に感染馬が存在する可能性は非常に低いといえる。

在来馬群については、御崎馬での EIA の発生後に、多くの馬群で検査が実施され、また外部への移動等も自粛されている。検査状況が不明であった馬群においても平成 26～28 年の 3 年間で全頭が少なくとも 1 回検査され陰性が確認されたことから、在来馬群内に感染馬が存在している可能性は非常に低い。

以上のことから、国内の馬に EIAV 感染馬が存在する可能性は非常に低く、EIA は清浄化されたと考えられるとの結論に至った。

7-2. 今後の防疫体制について

国内の馬群の清浄化は確認されたが、海外からの輸入がある限り EIA の侵入リスクはゼロとはならない。このような状況における EIA に対する効率的で有効な監視体制としては、法 5 条による全頭検査のような一律の検査ではなく、主要な馬群への侵入リスクに着目したサーベイランス体制が適切と考えられる。すなわち、わが国で大部分を占めている競走馬や繁殖用馬、馬術競技などに用いられる軽種馬およびばんえい競走用馬群（競走馬群）への、海外からの輸入馬あるいは競走用馬以外の群から競走群に導入される馬などを対象とした検査について検討することが適切である。

馬防疫検討会

馬伝染性貧血清浄度評価専門会議

報告書別紙資料

- 資料 1 軽種馬防疫協議会「競馬場および調教場の入きゅう条件について」
- 資料 2 軽種馬防疫協議会「競馬場等の入厩条件および衛生管理に関する指針」
- 資料 3 JRA における馬伝染性貧血検査頭数の推移（1992～2016 年）
- 資料 4 地方競馬主催者団体における馬伝染性貧血の検査状況
- 資料 5 各都道府県における馬伝染性貧血の検査実施状況（5 条検査：H19～H28）
- 資料 6 馬の輸入検疫頭数の推移
- 資料 7 輸入馬の仕出地域別検疫頭数
- 資料 8 輸入検疫における伝染性疾病摘発状況

競馬場および調教場の入きゅう条件について

平成16年6月30日16軽防協第28号

軽種馬防疫協議会議長 通知

集団飼育施設における衛生水準を一定以上に保持し、競走馬等を伝染病から守るため、競馬場および調教場においては、下記の入きゅう条件を遵守されたい。

記

1. 馬伝染性貧血検査

1) 入きゅう日の前年1月1日以降の検査証明書を提示すること。

あるいは

2) 入きゅう時に馬伝染性貧血の検査を実施すること。

2. 馬インフルエンザ

1) 初年度は使用説明書に基づいて2回接種（基礎免疫）し、以降半年に1回（春季・秋季）の補強接種を実施すること。ただし、予防接種間隔が1年を越えた場合は、再度基礎免疫から実施すること。

2) 入きゅう時には予防接種を実施した旨の証明書を提示すること。

競馬場等の入厩条件および衛生管理に関する指針

平成 26 年 7 月 1 日付け 26 軽防協第 6 号
軽種馬防疫協議会 議長 通知

競馬場や調教場など集団飼育施設における飼養管理については、施設の衛生水準を一定以上に保持し競走馬等を伝染病から守るため、下記の入厩条件および衛生管理指針を遵守されたい。

記

I. 入厩条件

馬インフルエンザ

- ・初年度は使用説明書に基づいて 2 回接種（基礎免疫）し、以降半年に 1 回（春季・秋季）の補強接種を実施すること。
- ・予防接種間隔が 1 年を超えた場合は、再度基礎免疫から実施すること。
- ・入厩時には予防接種を実施した旨の証明書を提示すること。

II. 衛生管理に関する指針

1. 馬伝染性貧血

- ・家畜伝染病予防法に基づく定期的な検査を実施すること。
- ・検査状況が明らかでない馬群や清浄性が確認されていない馬群からの馬の導入は、可能な限り避けること。やむを得ず導入する場合は、適切な検査を実施し陰性を確認すること。

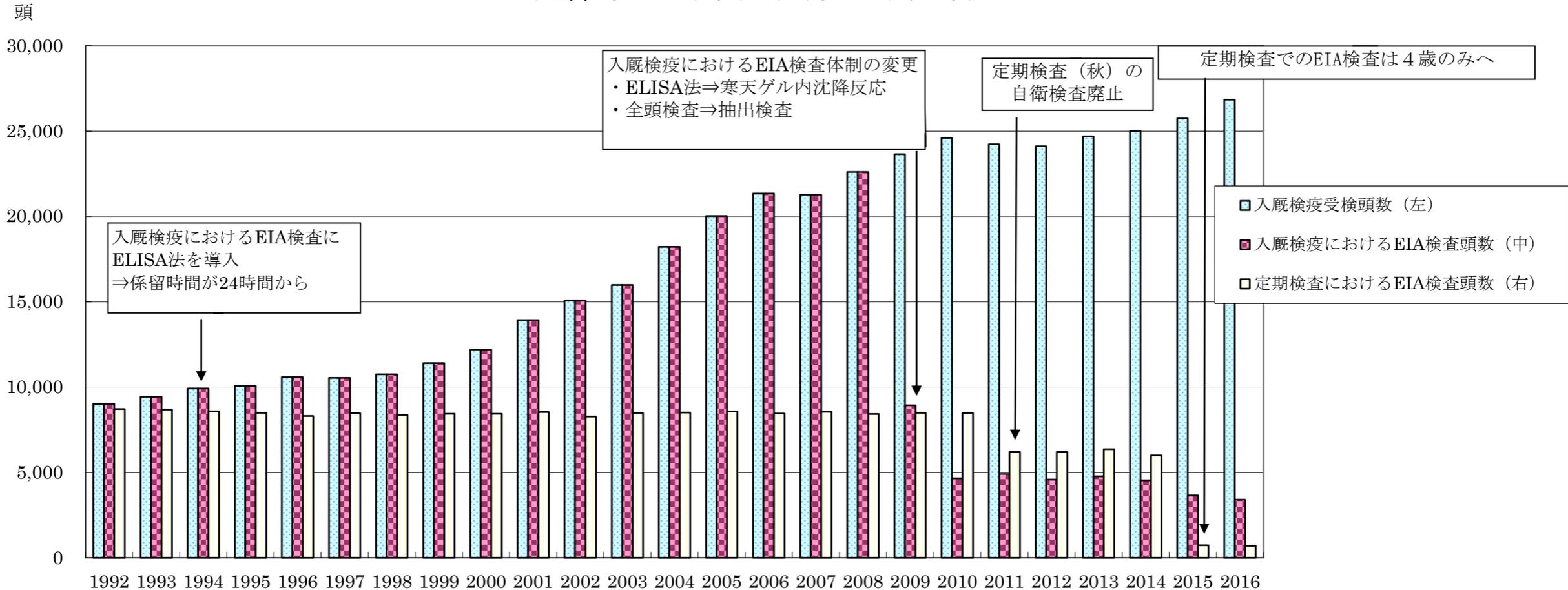
2. 飼養衛生管理基準

- ・家畜伝染病予防法施行規則第 21 条で定める飼養衛生管理基準（馬）に基づき、衛生的に管理すること。

III. その他

平成 16 年 6 月 30 日付け 16 軽防協第 28 号は、本通知をもって廃止する。

JRAにおける馬伝染性貧血検査（入厩検査・定期検査）頭数の推移（1992～2016年）



		92年	93年	94年	95年	96年	97年	98年	99年	00年	01年	02年	03年	04年	05年	06年	07年	08年	09年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年
①入厩検査受検頭数 (左)	頭	9,023	9,445	9,916	10,070	10,585	10,536	10,752	11,403	12,202	13,925	15,075	15,989	18,217	20,016	21,338	21,262	22,604	23,643	24,598	24,227	24,103	24,695	24,996	25,738	26,844
②入厩検査におけるEIA検査頭数 (中)	頭	9,023	9,445	9,916	10,070	10,585	10,536	10,752	11,403	12,202	13,925	15,075	15,989	18,217	20,016	21,338	21,262	22,604	8,928	4,645	4,918	4,582	4,765	4,536	3,650	3,407
③定期検査におけるEIA検査頭数 (右)	頭	8,708	8,680	8,579	8,499	8,308	8,468	8,372	8,438	8,444	8,533	8,285	8,478	8,504	8,575	8,446	8,558	8,428	8,489	8,480	6,204	6,210	6,361	6,006	731	700
EIA検査合計頭数 (②+③)	頭	17,731	18,125	18,495	18,569	18,893	19,004	19,124	19,841	20,646	22,458	23,360	24,467	26,721	28,591	29,784	29,820	31,032	17,417	13,125	11,122	10,792	11,126	10,542	4,381	4,107

⇒2015年以降、入厩要件の変更に伴い検査頭数は減少

地方競馬主催者団体における馬伝染性貧血の検査状況

軽種馬防疫協議会調査（2017年4月）

		検査頭数							経費負担	所属家保の検査	現行の検査実施状況
		2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年			
北海道軽種馬振興公社	5条検査	0	0	0	0	790	0	0	馬主	5年に1回	軽防協の条件に基づき、3月の一斉検査および入厩時臨時検査で対応。
	自衛検査	656	738	609	497	103	458	109			
帯広市農政部ばんえい振興室	5条検査	0	515	0	0	0	0	506	馬主	5年に1回	8月に在厩馬の全頭検査を実施。入厩時に軽防協の条件に基づく陰性証明を確認。
	自衛検査	546	0	587	552	462	0	0	馬主		
岩手県競馬組合	5条検査	713	669	739	719	652	249	259	馬主	盛岡競馬場：毎年7月 (7月非在籍馬は12月) 水沢競馬場：毎年7月と10月	軽防協の条件に基づき自衛検査を実施。
	自衛検査	45	34	21	15	21	13	16	主催者		
埼玉県浦和競馬組合	5条検査	470	464	498	534	533	144	148	調教師	1年に1度：定期検査(11月) 月に1～2回：臨時検査	11月に5条検査。軽防協の条件に基づき入厩時に実施（家保に依頼）。
	自衛検査	0	0	0	0	0	0	1～2頭/月			
千葉県競馬組合	5条検査	584	574	718	643	633	136	142	馬主	毎年10月	10月に5条検査。軽防協の条件に基づき入厩時に実施。
	自衛検査	119	119	0	0	0	0	41	馬主、主催者		
特別区競馬組合	5条検査	894	896	905	911	898	177	155	馬主会	毎年11月	7月に5条検査。軽防協の条件に基づき入厩後に厩舎で実施。
	自衛検査	75	167	208	298	304	76	82	馬主		
神奈川県川崎競馬組合	5条検査	506	491	522	540	492	177	186	馬主	毎年11月	11月に5条検査。5条検査の時期を除き、入厩馬全頭に対して自衛検査実施。
	自衛検査	705	624	710	723	699	40	19	馬主		
石川県競馬事業局	5条検査	0	0	594	0	0	394	409	馬主協会	3年に1度 (3月)	3月に5条検査。軽防協の条件に基づき入厩時に実施。
	自衛検査	568	552	35	464	480	5	8	馬主協会		
岐阜県地方競馬組合	5条検査	505	494	439	448	444	95	97	馬主	毎年6月	6月に5条検査。軽防協の条件に基づき入厩時あるいは入厩後に実施。
	自衛検査	0	0	99	130	103	10	9	馬主		
愛知県競馬組合	5条検査	562	546	495	492	470	142	107	主催者(2016～)	毎年6月	11月に5条検査。軽防協の条件に基づき入厩時に実施。
	自衛検査	57	43	43	59	35	5	5	馬主		
兵庫県競馬組合	5条検査	1,028	1,023	923	975	870	227	249	馬主	毎年6月	6月に5条検査。軽防協の条件に基づき入厩時に実施。
	自衛検査	202	255	146	178	20	28	28	主催者		
福山市競馬事業局	5条検査	378	362	203							廃止
	自衛検査	0	0	82							
高知県競馬組合	5条検査	0	0	0	0	406	0	0	馬主	5年に1回	軽防協の条件に基づき入厩時に実施。
	自衛検査	230	271	301	356	308	356	403	馬主		
佐賀県競馬組合	5条検査	514	476	517	494	483	103	106	馬主	毎年10月	10月に5条検査。軽防協の条件に基づき入厩時に実施。
	自衛検査	34	36	33	49	13	3	4	馬主		
合 計	5条合計	6,154	6,510	6,553	5,756	6,671	1,844	2,364			
	自衛合計	3,237	2,839	2,874	3,321	2,548	994	724			
	総計	9,391	9,349	9,427	9,077	9,219	2,838	3,088			

⇒2015年以降、軽種馬防疫協議会の指針変更に伴い、全ての主催団体において検査数は減少

各都道府県における馬伝染性貧血の検査実施状況（5条検査：H19～H28）

資料提供：農林水産省 消費・安全局 動物衛生課 家畜防疫対策室 防疫業務班

年度	H19		H20		H21		H22		H23		H24		H25		H26		H27		H28	
	検査頭数	陽性頭数																		
1 北海道	7,968	0	1,859	0	7,751	0	7,147	0	10,489	0	6,357	0	1,007	0	7,758	0	5,817	0	10,224	0
2 青森	1,021	0	798	0	816	0	820	0	767	0	735	0	621	0	136	0	121	0	155	0
3 岩手	1,960	0	1,805	0	1,793	0	1,599	0	1,515	0	1,390	0	1,768	0	1,662	0	530	0	443	0
4 宮城	586	0	610	0	629	0	632	0	448	0	398	0	419	0	457	0	102	0	135	0
5 秋田	48	0	27	0	16	0	35	0	30	0	16	0	9	0	17	0	12	0	3	0
6 山形	102	0	93	0	104	0	97	0	106	0	113	0	117	0	149	0	4	0	0	0
7 福島	942	0	1,014	0	968	0	976	0	565	0	652	0	796	0	113	0	49	0	38	0
8 茨城	3,515	0	4,893	0	5,453	0	4,757	0	4,646	0	4,891	0	5,028	0	4,701	0	1,244	0	761	0
9 栃木	830	0	850	0	910	0	867	0	840	0	992	0	930	0	42	0	282	0	199	0
10 群馬	314	0	273	0	372	0	492	0	357	0	390	0	397	0	364	0	125	0	93	0
11 埼玉	1,377	0	1,363	0	1,431	0	1,410	0	1,400	0	1,463	0	1,434	0	1,292	0	685	0	401	0
12 千葉	3,228	0	3,178	0	3,001	0	2,855	0	2,977	0	3,008	0	2,853	0	2,717	0	1,107	0	627	0
13 東京	1,140	0	1,401	0	1,320	0	1,320	0	1,296	0	1,327	0	1,345	0	1,407	0	616	0	375	0
14 神奈川	1,752	0	1,613	0	1,559	0	1,622	0	1,626	0	1,692	0	1,704	0	1,629	0	432	0	422	0
15 新潟	65	0	69	0	71	0	88	0	91	0	58	0	64	0	55	0	102	0	9	0
16 富山	63	0	77	0	83	0	75	0	81	0	80	0	76	0	64	0	64	0	68	0
17 石川	694	0	695	0	684	0	716	0	128	0	123	0	642	0	122	0	127	0	576	0
18 福井	59	0	60	0	65	0	69	0	70	0	76	0	66	0	67	0	70	0	0	0
19 山梨	542	0	534	0	512	0	517	0	502	0	517	0	497	0	501	0	478	0	124	0
20 長野	231	0	226	0	243	0	263	0	261	0	290	0	277	0	283	0	343	0	248	0
21 岐阜	1,680	0	827	0	722	0	676	0	684	0	702	0	819	0	808	0	188	0	131	0
22 静岡	711	0	813	0	776	0	809	0	803	0	801	0	861	0	834	0	277	0	178	0
23 愛知	1,127	0	1,142	0	1,070	0	1,108	0	1,099	0	1,105	0	1,075	0	1,092	0	634	0	258	0
24 三重	341	0	324	0	326	0	334	0	314	0	320	0	316	0	327	0	62	0	46	0
25 滋賀	3,879	0	3,909	0	3,788	0	3,811	0	4,071	0	4,039	0	4,148	0	3,913	0	552	0	550	0
26 京都	379	0	407	0	415	0	397	0	399	0	428	0	432	0	411	0	173	0	53	0
27 大阪	606	0	606	0	619	0	611	0	617	0	605	0	607	0	608	0	298	0	91	0
28 兵庫	1,652	0	1,757	0	1,819	0	1,809	0	1,831	0	1,746	0	1,848	0	1,657	0	540	0	527	0
29 奈良	75	0	178	0	158	0	265	0	236	0	317	0	251	0	216	0	45	0	18	0
30 和歌山	64	0	34	0	54	0	71	0	54	0	51	0	54	0	56	0	13	0	7	0
31 鳥取	169	0	171	0	162	0	177	0	169	0	200	0	218	0	0	0	0	0	1	0
32 島根	29	0	45	0	34	0	28	0	43	0	25	0	42	0	45	0	64	0	54	0
33 岡山	380	0	400	0	412	0	389	0	281	0	453	0	398	0	453	0	65	0	53	0
34 広島	660	0	659	0	652	0	644	0	644	0	553	0	270	0	242	0	111	0	99	0
35 山口	53	0	46	0	60	0	64	0	40	0	63	0	71	0	66	0	33	0	15	0
36 徳島	39	0	49	0	38	0	40	0	40	0	43	0	44	0	38	0	40	0	39	0
37 香川	104	0	85	0	102	0	96	0	94	0	100	0	108	0	107	0	20	0	8	0
38 愛媛	68	0	85	0	89	0	76	0	94	0	134	0	77	0	78	0	2	0	2	0
39 高知	13	0	22	0	333	0	10	0	17	0	41	0	37	0	467	0	33	0	21	0
40 福岡	328	0	334	0	262	0	242	0	258	0	322	0	279	0	270	0	35	0	120	0
41 佐賀	603	0	541	0	526	0	550	0	514	0	553	0	531	0	518	0	139	0	136	0
42 長崎	51	0	64	0	65	0	52	0	45	0	50	0	56	0	79	0	31	0	52	0
43 熊本	688	0	576	0	625	0	557	0	323	0	294	0	240	0	85	0	4	0	248	0
44 大分	58	0	89	0	89	0	101	0	123	0	128	0	116	0	104	0	11	0	15	0
45 宮崎	330	0	299	0	290	0	262	0	125	1	277	0	324	0	243	0	150	0	104	0
46 鹿児島	158	0	210	0	406	0	301	0	372	0	258	0	274	0	209	0	335	0	246	0
47 沖縄	6	0	68	0	5	0	29	0	12	0	180	0	78	0	20	0	15	0	10	0
計	40,688	0	35,178	0	41,678	0	39,866	0	41,497	1	38,356	0	33,624	0	36,482	0	16,180	0	17,983	0

馬の輸入検疫頭数の推移

(単位:頭)

年	繁殖用	乗用	競走用	肥育用	その他	と畜場直行	合計
2002	117	187	327	4,036	9	—	4,676
2003	136	129	269	3,658	8	—	4,200
2004	134	172	304	4,846	20	—	5,476
2005	150	164	359	4,797	23	—	5,493
2006	173	187	333	5,638	7	85	6,423
2007	323	148	214	5,302	—	—	5,987
2008	212	163	199	4,101	13	—	4,688
2009	109	191	133	4,013	36	—	4,482
2010	124	224	165	4,781	—	—	5,294
2011	94	183	186	3,247	—	—	3,710
2012	82	235	157	2,480	—	—	2,954
2013	130	233	134	3,183	3	—	3,683
2014	109	170	174	4,924	—	—	5,377
2015	133	214	173	4,362	—	—	4,882
2016	115	222	191	3,488	—	—	4,016

馬の輸出検疫頭数の推移

(単位:頭)

年	繁殖用	乗用	競走用	肥育用	その他	合計
2002	103	16	102	—	—	221
2003	94	2	62	—	3	161
2004	53	10	73	—	—	136
2005	68	0	115	—	20	203
2006	66	9	97	—	—	172
2007	41	4	73	—	—	118
2008	38	—	81	—	—	119
2009	10	16	53	—	36	115
2010	66	52	51	—	—	169
2011	46	40	54	—	1	141
2012	48	23	52	—	—	123
2013	32	6	50	—	—	88
2014	32	14	104	—	—	150
2015	61	10	94	—	37	202
2016	37	14	95	—	6	152

※ 動物検疫所企画管理部調査課調べ

※ 2016年については速報値

輸入馬の仕出地域別検疫頭数

(単位：頭)

仕出地域	2007	2008	2009	2010	2011	2012					2013					2014					2015					2016								
	計	計	計	計	計	繁殖	乗用	競走	肥育	他	計	繁殖	乗用	競走	肥育	他	計	繁殖	乗用	競走	肥育	他	計	繁殖	乗用	競走	肥育	他	計	繁殖	乗用	競走	肥育	他
韓国					1								6			6		8	6			14			6			6			10		10	
中国				7																														
香港	7	9	5	8	9			10			10		6			6			15			15			14			14			19		19	
アラブ首長国	7	4	5	4	4			7			7		6			6			9			9			7			7			9		9	
カタール																																		
シンガポール	2	1	1	2	1			1			1	1	1			2			1			1	1		1			2	2			2		
アイルランド	1	1		3	1	1		2			3		2			2			1			1												
イギリス	60	94	73	41	46	37	5	21			63	54	18			72	53		23			76	33	5	23			61	40	2	48		90	
イタリア				1																														
オランダ																								12					12		32		32	
スイス															3	3																		
スペイン																								2					2					
ドイツ	15	22	39	37	41		41				41		28			28		46	1			47		6	2		8		51	2		53		
フランス	7	7	43	31	28	6	1	4			11	8		11		19	4	5	18			27	25	1	7		33	8	2	5	0	15		
ベルギー	71	96	93	121	91		140				140	1	145			146		84				84	4	148			152		87			87		
ロシア	2																																	
アメリカ	235	227	150	209	178	37	25	100			162	54	22	76		152	42	9	86			137	43	19	100		162	47	21	83		151		
カナダ	5,486	4,157	4,013	4,783	3,247			2,480			2,480			3,183		3,183	3		1	4,924		4,928	14			4,362		4,376			3,488		3,488	
アルゼンチン		3		2	5							4				4							4					4	7			7		
オーストラリア	80	62	55	36	45	1	23	10			34	8	31	8		47	7	15	13			35	8	19	13		40	9	21	11		41		
ニュージーランド	14	5	5	9	13			2			2	1	6			7		3				3	1	2			3	2	6	4		12		
計	5,987	4,688	4,482	5,294	3,710	82	235	157	2,480	0	2,954	130	233	134	3,183	3	3,683	109	170	174	4,924	0	5,377	133	214	173	4,362	4,882	115	222	191	3,488	4,016	

※ 動物検疫所企画管理部調査課調べ

※ 2016年集計値については速報値

輸入検疫における伝染性疾病摘発状況

(単位:頭)

年	馬パラチフス	馬伝染性貧血	馬ウイルス性動脈炎	腺疫	馬ピロプラズマ病	馬鼻肺炎	馬インフルエンザ	馬伝染性子宮炎
1997	0	0	0	0	1	0	0	0
1998	2	0	3	-	10	0	0	0
1999	2	0	2	-	0	6	0	0
2000	3	0	0	-	0	6	0	0
2001	3	0	0	-	0	0	0	0
2002	0	0	0	-	0	0	0	0
2003	5	1	0	-	0	4	0	0
2004	5	0	1	-	0	0	0	0
2005	9	0	0	-	4	0	0	0
2006	9	0	0	-	0	0	0	0
2007	5	0	1	-	0	1	0	0
2008	5	0	111	-	0	33	0	0
2009	7	0	2	-	0	0	14	0
2010	1	0	0	-	0	0	7	0
2011	8	0	1	-	1	0	14	0
2012	9	0	0	-	1	2	6	1
2013	13	0	0	-	0	0	0	0
2014	8	0	0	-	1	0	0	0
2015	5	0	0	-	0	2	0	0
2016	5*	0	0	-	20*	0	1	0

※馬パラチフス、ピロプラズマ病の2疾病を摘発した1個体を含む。

最近の輸入馬の伝染性疾病摘発頭数

病名	2013年				2014年				2015年				2016年			
	頭数	用途	仕出国	転帰	頭数	用途	仕出国	転帰	頭数	用途	仕出国	転帰	頭数	用途	仕出国	転帰
馬パラチフス	1	乗用	オーストラリア	再検査後陰性	6	肥育用	カナダ	殺処分	2	繁殖用	オーストラリア	再検査後陰性	2	肥育用	カナダ	殺処分
	2	乗用	ニュージージーランド	再検査後陰性	2	肥育用	カナダ	再検査後陰性	1	乗用	オーストラリア	再検査後陰性	1	肥育用	カナダ	再検査後陰性
	1	乗用	ベルギー	再検査後陰性					1	乗用	ベルギー	再検査後陰性	2*	肥育用	フランス	殺処分
	1	展示用	スイス	再検査後陰性					1	肥育用	カナダ	再検査後陰性				
	1	繁殖用	アメリカ	再検査後陰性												
	1	繁殖用	オーストラリア	再検査後陰性												
	3	肥育用	カナダ	殺処分												
	3	肥育用	カナダ	再検査後陰性												
馬ウイルス性動脈炎																
馬ピロプラズマ					1	繁殖用	イギリス	返送					20*	肥育用	フランス	殺処分
馬鼻肺炎									1	繁殖用	アルゼンチン	回復				
									1	競走用	アメリカ	回復				
馬インフルエンザ													1	乗用	ベルギー	回復
馬伝染性子宮炎																

注1) 動物検疫所企画管理部調査課調べ

注2) 2016年については速報値

注3) 再検査後陰性/回復について

再検査後陰性とは、摘発疾病を疑われたが再検査を行い(必要に応じて係留を延長)、感染を広げるおそれがないことを確認し、解放されたもの。

回復とは、検査を行い陽性であったが、必要に応じて係留の延長を行い、係留期間中に回復し、伝染性疾病をひろげるおそれがないことを確認し、解放されたもの。

注4) 殺処分には、輸入者の意向による処分を含む。

注5) 家畜伝染病予防法の一部を改正する法律の施行(平成10年4月1日施行)に伴い、1998年以降は監視伝染病以外の疾病は集計対象としていない。

※ 馬パラチフス、ピロプラズマ病の2疾病を摘発した1個体を含む。